

第1章 計画の策定に当たって

I 計画策定の背景

1 超高齢社会への適応

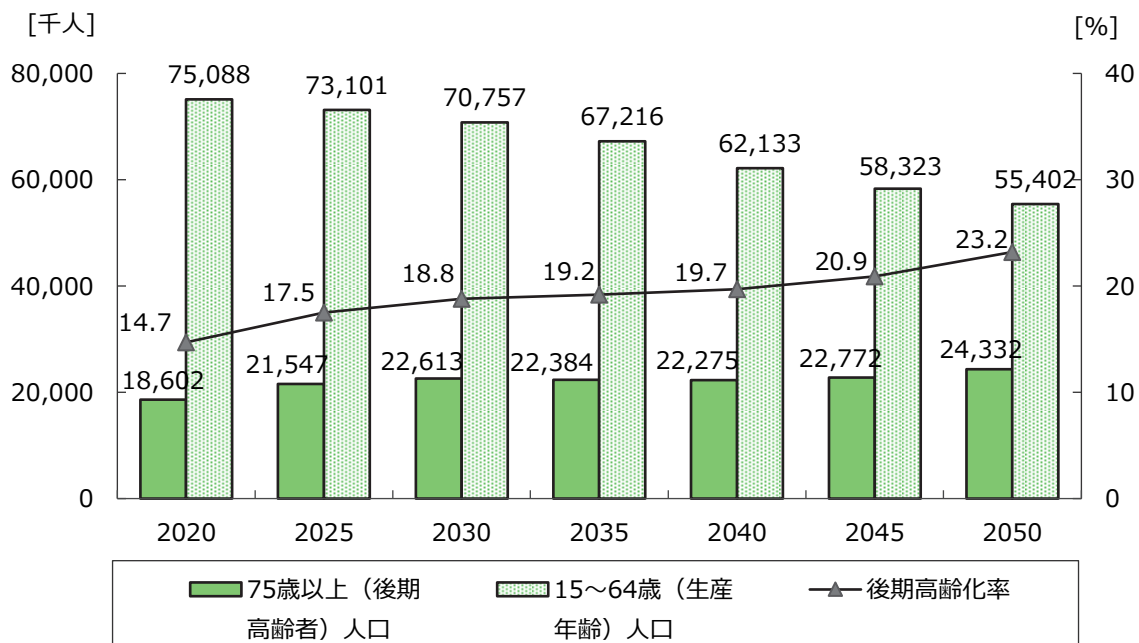
2023年10月1日現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は3,622万人、総人口に占める割合（高齢化率）は約29%となっています。

認定率（第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）が高くなる75歳以上の後期高齢者人口を見ると、団塊の世代全てが後期高齢者となっている2025年には2,155万人となる見込みです。以降も、総人口及び生産年齢人口の減少が続き、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になっているなど、人口の高齢化は今後更に進展することが見込まれています。

また、高齢者世帯に占める単身・夫婦のみ世帯の割合の上昇や、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症となる見込みなど、支援や介護に対するニーズは、一層、拡大するとともに多様化・複雑化していくことが予想されます。

本市においても、全国同様に、生産年齢人口の減少や後期高齢者人口の増加が進み、2040年には高齢化率が3割を超えると見込んでいます。

図表1 - 1 全国の後期高齢者数等の推移



出典）国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（令和5年推計、出生中位(死亡中位)推計）
2020年は総務省統計局：国勢調査

2 地域共生社会の実現

我が国では、超高齢社会に適応するため、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて深化・推進してきたことに加え、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と合わせて一体的に取り組むことで、地域共生社会（あらゆる制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現を図っています。

そのために、高齢者の社会参加の促進、介護予防・健康づくりの充実、認知症施策の推進、介護人材の確保、総合的な相談支援体制などが必要となっています。

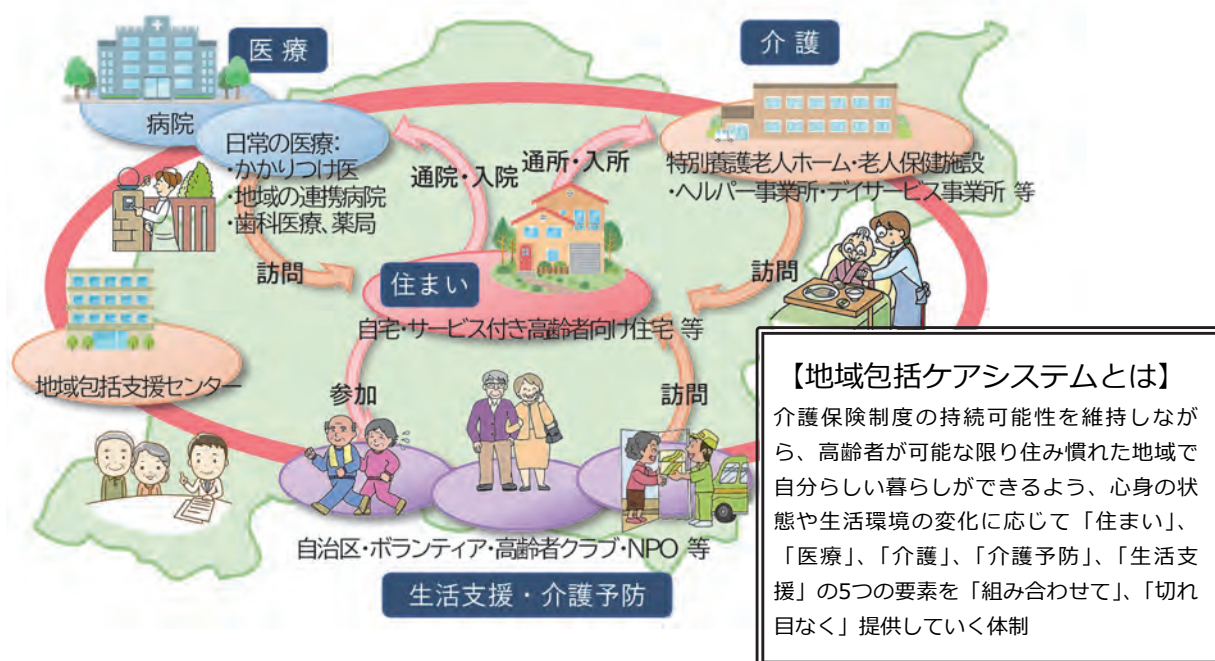
特に、認知症施策については、「認知症施策推進大綱」（2019年6月）が取りまとめられ、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（2023年6月）が2024年1月に施行されています。これらの大綱や法律に沿って、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症による経験を踏まえた、感染症や災害等への対策という視点についても、引き続き必要となっています。

こうした施策を支える社会福祉基盤として、各サービスの充実を図るとともに効果的な運営をしていくことも非常に重要になっています。

本市においても、住民が主体となって多様な地域活動を展開する中で培ってきた地域のつながりや共働きの取組などを生かしながら、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

地域包括ケアシステムの姿



3 SDGsの視点

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、国連サミット (2015年9月) において採択された国際目標です。17のゴール (目標) が設定され、現在、世界各国が2030年の目標達成に向けて取組を進めています。

本市は、2018年6月に内閣府からSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されています。

本計画においても、高齢者福祉に関する課題に対応するに当たってSDGsの視点を踏まえて取り組んでいきます。

<本計画と関連が深い目標>

アイコン	説明	アイコン	説明
	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する		

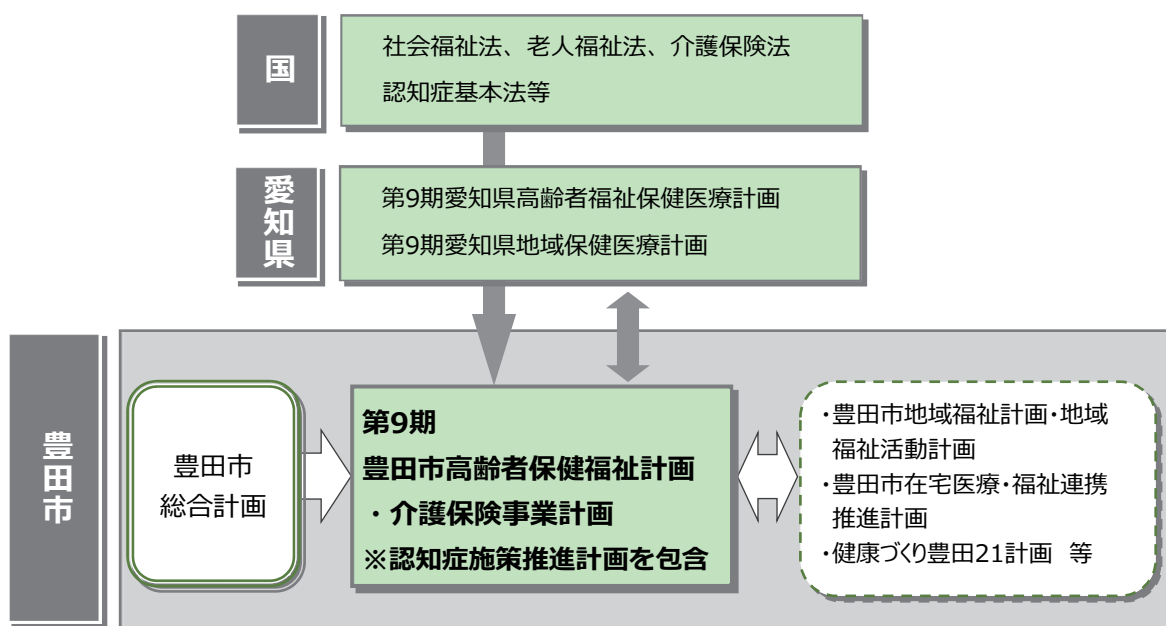
II 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」とを一体化し、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）第13条の規定に基づく「市町村認知症施策推進計画」も含めたものです。

また、市の上位計画である「豊田市総合計画」や関連計画、国・愛知県との整合性を図るとともに、前計画である「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の成果等を踏まえて策定しました。

図表1 - 2 計画の位置付け



2 計画の対象

本計画の対象者は、市民及び介護保険の被保険者であり、主に65歳以上の高齢者が対象です。

3 計画の期間

介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項により、3年を1期とすると定められています。したがって、本計画については、2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とします。

なお、人口、要支援・要介護認定者（以下「認定者」という。）の数、介護保険料等については、国の基本指針に基づき、団塊ジュニアの世代（1971～1974年生まれ）が後期高齢者となる2050年を見据えるなど、中長期的な視点を持って策定しています。

4 計画の策定方法

（1）豊田市社会福祉審議会 高齢者専門分科会

高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じたものとするのが求められます。このため、学識経験者、医療関係者、保健福祉事業関係者、関係団体、公募市民による「豊田市社会福祉審議会 高齢者専門分科会」において、計画策定に係る審議を行いました。

（2）市民等のニーズ把握

計画の策定に当たって、在宅介護支援のニーズ、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防に関する支援・サービスの実態、その在り方に関する意見等を把握するために、2022年9月から10月まで、高齢者、介護保険の認定者等、介護サービス事業所、ケアマネジャーを対象に「豊田市高齢者等実態調査」を実施しました。

また、豊田市高齢者等実態調査の結果を踏まえ、より具体的な意見を施策や事業の立案の参考とするために、地域会議を始め、市民や関係団体等から様々な機会を捉え、幅広く意見聴取しました。

図表1 - 3 意見聴取団体等

<p>地域会議、市民、高齢者、要支援者、要介護者とその家族、介護サービス事業所、介護職員、ケアマネジャー、区長会、民生委員児童委員協議会、高齢者クラブ、市民活動団体（介護予防講座、芸能披露、有償ボランティア）、傾聴ボランティア、ファミリー・サービス・クラブ、市民活動実践者、認知症地域支援推進員、介護サービス相談員、若年性認知症本人・家族会、介護サービス機関連絡協議会（ケアマネ部会）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、民間企業、自治体、大学関係者、中学校の先生・生徒</p>
--

5 計画の進捗管理

本計画の推進に向けて「P D C Aサイクル（P L A N（計画）→D O（実施）→C H E C K（評価）→A C T I O N（改善）」に基づき、効果的な計画の進捗管理を行います。また、事業の進捗を客観的に管理（評価）できるよう、以下の指標を設定します。

- ・本市の高齢者福祉・介護保険施策全般の取組成果をはかるための「**総合指標**」
- ・各重点施策の達成状況をはかるための「**成果指標**」
- ・個別の事業の取組状況をはかるための「**活動指標**」

この3つの指標に対する実績を確認し、計画の進捗評価を行い、事業を見直しながら本計画を推進します。また、これらの評価結果等については情報公開し、継続的に市民や関係機関のニーズを把握するよう努めていきます。

図表1 - 4 計画の進捗管理と評価

